

第 6279 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月11日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税の軽減税率実施に伴うシステム修正費用

Q：消費税の軽減税率実施に伴い、システムを修正しますが、この費用は、どのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

消費税の取扱いが、令和元年10月1日から8%から10%の税率になり、同時に軽減税率制度が実施されます。

このことから、事業者においては、消費税の複数税率に対応した商品管理や納税額の計算が必要になり、POSのレジシステムや商品の受発注システム、経理システムのプログラム等の手直しをしなければならなくなっています。

ところで、この場合のプログラムの修正ですが、その修正がソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合は、その修正に要する費用は資本的支出となりますが、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるもので、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するものでないという場合は、その修正に要する費用は、修繕費として損金の額に算入することができます。

なお、修正の費用を損金の額に算入する場合は、そのプログラムの修正が、軽減税率制度の実施に対してなされているものに限定されていることにつき、作業指図書等で明確にされている必要があります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】